（乙の４）

|  |
| --- |
| （河川の産出物の採取）１　河川の名称２　採取の目的３　採取の場所及び採取に係る土地の面積４　河川の産出物の種類及び数量５　採取の方法６　採取の期間 |

備考

１　土石の採取にあっては、次のとおりとすること。

（１）「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その

　　　他の種類ごとに、その数量を記載すること。

（２）「採取の方法」については、機械堀り又は手堀りの別を記載するとともに

　　　、機械掘りにあっては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘

　　　さく又は切土の深さを記載すること。

２　「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を

　　付記すること。

３　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項について

　も記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記するこ

　と。

条例第8条第4号の許可の申請書に添付すべき図書

(1)　河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書

(2)　河川の産出物の採取に係る土地の縮尺5万分の1の位置図

(3)　河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図

(4)　土石の採取にあっては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの

(5)　河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

(6)　河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

(7)　その他参考となるべき事項を記載した図書及び現況写真